

市交通安全ポスターコンクールの入賞者を紹介～作品展を同時開催～

▷問い合わせ先＝市民環境課交通安全係(☎内線127)

市では、児童・生徒の交通安全意識の向上と市民への交通安全啓発のため、市内小中学生を対象とした交通安全ポスターコンクールを毎年実施しています。

本年度は、125点の応募があり、その中から次のとおり入賞作品を決定。上位入賞者の作品は県コンクールへ出品し、2点が入賞しました。

■市ポスターコンクール入賞者

▷小学校低学年の部

【優秀賞】	大船渡小学校2年	佐藤 栄介
	越喜来小学校2年	東 小春
	盛小学校3年	伊藤 未知
【佳作】	大船渡北小学校2年	菊池 樹希
	大船渡小学校2年	笹野 流生
	日頃市小学校2年	新沼 優羽
	盛小学校3年	小林 未空
	盛小学校3年	佐々木 幸来
	猪川小学校3年	菊池 章仁

▷小学校高学年の部

【優秀賞】	日頃市小学校4年	佐藤 美月
	猪川小学校5年	生形 葵
	猪川小学校5年	長山 実央
	猪川小学校5年	古澤 友稀菜
	盛小学校6年	長岩 真子

【佳作】	大船渡小学校4年	佐藤 蒼一郎
	大船渡小学校4年	関原 ななみ
	猪川小学校5年	藤田 琉花
	猪川小学校5年	松川 裳那
	越喜来小学校5年	坂本 晴
	大船渡小学校6年	中田 勇輝
	大船渡小学校6年	船本 冴枝子

▷中学校の部

【優秀賞】	第一中学校1年	今野 羽月
	第一中学校3年	菊地 花乃
【佳作】	第一中学校1年	佐藤 来奈
	第一中学校3年	佐藤 愛
	第一中学校3年	鈴木 愛月

■県ポスターコンクール入賞者

▷小学校低学年の部

【優秀賞】	大船渡小学校2年	佐藤 栄介
-------	----------	-------

▷小学校高学年の部

【佳作】	猪川小学校5年	長山 実央
------	---------	-------

■作品展を開催します

小中学生の力作をぜひご覧ください。

▷期日＝1月15日(火)午後3時～20日(日)

▷会場＝サン・リア北側階段

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金

▷問い合わせ先＝岩手労働局労働基準部賃金室(☎019-604-3008)

■岩手県特定(産業別)最低賃金が改正

- 最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「岩手県特定(産業別)最低賃金」があります。
- 全ての事業主は、その雇用する労働者(パート労働者・アルバイトなどを含む)に、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。
- 岩手県最低賃金(全ての労働者に適用)は、平成30年10月1日に改定発効(時間額762円)されています。

(9) 広報大船渡 31.1.8(No.1142)

【岩手県特定(産業別)最低賃金】

業種	時間額	発行日
鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業	829円(改正)	平成30年12月28日
光学機械器具・レンズ、時計・時計部分品製造業	809円(改正)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	796円(改正)	
百貨店、総合スーパー	800円(改正)	平成28年12月11日
各種商品小売業	767円(据置)	
自動車小売業	838円(改正)	

▷問い合わせ＝市役所☎0192②3111

マイナンバーカード・通知カードの受け取りはお早めに ～受け取られていないマイナンバーカードと通知カードを廃棄します～

▷問い合わせ先＝市民環境課市民登録係(☎内線123)

受け取られていないマイナンバーカードと通知カードを市で保管しています。

受け取られなかったものは、国が示した保管期間終了後、廃棄対象分を広報で周知の上順次廃棄する予定です。受け取りを希望する人は、市民環境課にお越しください。

■マイナンバーカードの廃棄について

本市に住民登録がありマイナンバーカードを申請した人へ、カードの準備が整い次第、「マイナンバーカード受取のご案内」を送付しています。

一定期間を経過しても受け取られなかった場合は、交付期日を記載した「勸奨通知書」を再度送付しています。

「勸奨通知書」に記載された交付期日を過ぎても受け取られなかったカードは、交付申請取消処理後、順次廃棄します。

▷廃棄対象

平成27年10月から平成30年3月までに申請されたマイナンバーカードで、「勸奨通知書」を送付した日から90日間経過したもの

▷受け取りの際に持参するもの

マイナンバーカードの受け取りは本人の来庁が必要です。以下の書類などを持参ください。

- ①交付通知書兼回答書(勸奨通知書に同封)
- ②本人確認書類(勸奨通知書を確認ください)
- ③通知カード
- ④住基カード(お持ちの人のみ)

■通知カードの廃棄について

平成27年11月以降、本市に住民登録がある人、出生や海外転入などにより新たに住民登録された人を対象に、マイナンバー(個人番号)が記載された通知カードを国から送付しています。

通知カードは転送不要の簡易書留で発送するため、転送設定をかけている場合や、不在などで受け取れず郵便局における保管期間を経過した場合などに、本市に返戻されることがあり、市民環境課で保管しています。

これらの返戻された通知カードは、国が示した保管期間(3カ月)を延長して保管していますが、

一定期間を経過したことから、次のとおり廃棄します。

▷廃棄対象

平成27年10月5日から平成30年3月までに返戻となったもの

▷保管期間＝平成31年3月末

▷受け取りの際に持参するもの

通知カードは、本人、同一世帯員、代理人が受け取ることができます。以下の本人確認書類を持参ください。

- ①本人または同一世帯員が来庁する場合＝本人と来庁する世帯員の本人確認書類
- ②代理人が来庁する場合＝委任状と委任者の本人確認書類並びに代理人の本人確認書類

▷本人確認書類

①次のうち1点

官公署発行の顔写真付き証明書(例：運転免許証、住民基本台帳カード、パスポートなど)

②①の確認書類がない人は次のうち2点

官公署発行の顔写真のない証明書(例：健康保険または介護保険の被保険者証、年金手帳など)や社員証、学生証などで「氏名および生年月日(または住所)」が確認できる証明書

■マイナンバーカードおよび通知カードの再申請

保管期間を経過し廃棄となった後に取得を希望する場合は、あらためて申請が必要です。

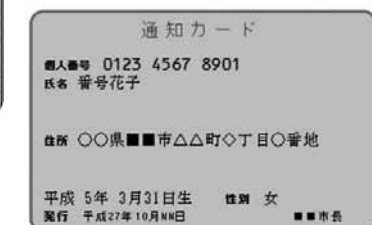
▷再交付手数料

- ・マイナンバーカード＝初回交付無料
- ・通知カード＝1通につき500円

▷申請から交付までの期間＝1カ月程度



マイナンバーカード(イメージ)



通知カード(イメージ)